

令和7年2月4日  
鳥山総合支所地域振興課

## 世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、令和7年10月利用分より利用料金の改定を行う。

また、令和6年12月18日の区民生活常任委員会で報告したとおり、令和7年4月より施設の利用範囲を拡大する。

これに伴い規定の整備を図る必要があるため、令和7年第1回区議会定例会に「世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例」を提案する。

### 2 改正内容（別紙「世田谷区立区民斎場条例 新旧対照表」のとおり）

#### ① 使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

#### ② 利用範囲の拡大（第5条）

施設の有効活用の観点から、区民の葬儀に支障のない範囲での区民利用および指定管理者の自主事業が可能になるよう、改正を行う。

### 3 施行予定日

#### ① 使用料の改定は公布の日から

#### ② 利用範囲の拡大は公布の日から

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 第1回区議会定例会（条例改正案提案）

令和7年 4月1日 利用範囲の拡大の試行開始

10月1日 使用料の改定

## 世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）	改正前
<p>○世田谷区立区民斎場条例 平成8年3月29日条例第22号 世田谷区立区民斎場条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 区民に葬儀（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。以下同じ。）の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 斎場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (施設)</p> <p>第3条 斎場の施設（以下「施設」という。）は、別表第2のとおりとする。 (休館日等)</p> <p>第4条 斎場の休館日及び休館時間は、規則で定める。 (使用することができる者の範囲)</p> <p>第5条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号から第3号まで及び第5号にあっては、法人その他これに類するものを除く。）とする。 (1) 死亡時に区内に住所を有していた者の葬儀を主宰する者 (2) 区内に住所を有する者で、親族（規則で定める範囲の者に限る。）の葬儀を主宰するもの (3) <u>世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第3条第1項に規定する利用者登録を受けた団体のうち、次に掲げる要件を満たすものであって、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）</u></p>	<p>○世田谷区立区民斎場条例 平成8年3月29日条例第22号 世田谷区立区民斎場条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 区民に葬儀の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 斎場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (施設)</p> <p>第3条 斎場の施設（以下「施設」という。）は、別表第2のとおりとする。 (休館日等)</p> <p>第4条 斎場の休館日及び休館時間は、規則で定める。 (使用することができる者の範囲)</p> <p>第5条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（法人その他これに類するものを除く。）とする。 (1) 死亡時に区内に住所を有していた者の葬儀を主宰する者 (2) 区内に住所を有する者で、親族（規則で定める範囲の者に限る。）の葬儀を主宰するもの</p>

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）	改正前
<p><u>が区長の承認を得て定める葬儀に支障がない範囲で活動を行うもの</u></p> <p><u>ア 構成員の2分の1以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。</u></p> <p><u>イ 構成員の総数が5人以上であること。</u></p> <p><u>(4) 前号に規定する葬儀に支障がない範囲で、区長の承認を得て事業を主催する場合の指定管理者</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める者</u></p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第6条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 葬儀以外の目的に使用するとき。<u>ただし、前条第3号から第5号までに掲げるものが使用する場合を除く。</u></p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>(使用の条件)</p> <p>第7条 指定管理者は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用期間等)</p> <p>第8条 施設を使用することができる期間は、別表第3に定める使用期間（以下「使用期間」という。）の範囲内で、連続した期間とする。ただし、指定管理者は、管理上支障がないと認めるときは、使用期間</p>	<p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める者</u></p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第6条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 葬儀（<u>葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。</u>）以外の目的に使用するとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>(使用の条件)</p> <p>第7条 指定管理者は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用期間等)</p> <p>第8条 施設を使用することができる期間は、別表第3に定める使用期間（以下「使用期間」という。）の範囲内で、連続した期間とする。ただし、指定管理者は、管理上支障がないと認めるときは、使用期間</p>

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）	改正前
<p>を超えて使用の承認をすることができる。</p> <p>2 式場及び洋室（以下「式場等」という。）以外の施設は、式場等を使用する者に限り使用することができる。</p> <p>（承認の取消し等）</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>（1） 使用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>（2） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>（3） 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。</p> <p>（特別の設備等）</p> <p>第10条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第12条 使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに施設及びその附帯設備を原状に回復しなければならない。第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第13条 斎場の建物又は設備をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除</p>	<p>を超えて使用の承認をすることができる。</p> <p>2 式場及び洋室（以下「式場等」という。）以外の施設は、式場等を使用する者に限り使用することができる。</p> <p>（承認の取消し等）</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>（1） 使用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>（2） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>（3） 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。</p> <p>（特別の設備等）</p> <p>第10条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第12条 使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに施設及びその附帯設備を原状に回復しなければならない。第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第13条 斎場の建物又は設備をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除</p>

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）	改正前
<p>することができる。 （指定管理者による管理）</p> <p>第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に斎場の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>（1） 使用者の平等使用を確保した運営ができること。 （2） 施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （3） 斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 （4） 斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等）</p> <p>第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>することができる。 （指定管理者による管理）</p> <p>第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に斎場の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>（1） 使用者の平等使用を確保した運営ができること。 （2） 施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （3） 斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 （4） 斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等）</p> <p>第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）	改正前
<p>(1) 施設の使用の承認等に関する業務  (2) 斎場の建物及び設備の維持管理に関する業務  (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、斎場の適正な管理を行わなければならない。  (利用料金)</p>	<p>(1) 施設の使用の承認等に関する業務  (2) 斎場の建物及び設備の維持管理に関する業務  (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、斎場の適正な管理を行わなければならない。  (利用料金)</p>
<p>第17条 使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に施設の<u>使用</u>に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。<u>ただし、第5条第4号の規定により指定管理者が施設を使用する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第17条 使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に施設の<u>利用</u>に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>
<p>2 利用料金の額は、別表第4に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。  3 利用料金は、指定管理者の収入とする。  (利用料金の減免)</p>	<p>2 利用料金の額は、別表第4に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。  3 利用料金は、指定管理者の収入とする。  (利用料金の減免)</p>
<p>第18条 指定管理者は、使用者が生活に困窮する状態にあるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。  (利用料金の不還付)</p>	<p>第18条 指定管理者は、使用者が生活に困窮する状態にあるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。  (利用料金の不還付)</p>
<p>第19条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。  (委任)</p>	<p>第19条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。  (委任)</p>
<p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  附 則  この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成8年5月規則第48号で、同8年6月3日から施行）  附 則（平成17年6月21日条例第26号）</p>	<p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  附 則  この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成8年5月規則第48号で、同8年6月3日から施行）  附 則（平成17年6月21日条例第26号）</p>

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民斎場条例（以下「新条例」という。）第18条第4項の規定により、区長が斎場に係る指定管理者（新条例第5条第3号に規定する指定管理者をいう。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立区民斎場の施設の利用に係る料金を納付した者とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成28年9月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日</u></p> <p><u>(2) 第1条の規定 令和7年4月1日</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第5条第3号に掲げるものは、令和7年4月1日前においても、世田谷区立区民斎場条例第6条第1項の規定により、同条例第3条に規定する施設の使用の承認に係る申請を</u></p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民斎場条例（以下「新条例」という。）第18条第4項の規定により、区長が斎場に係る指定管理者（新条例第5条第3号に規定する指定管理者をいう。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立区民斎場の施設の利用に係る料金を納付した者とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成28年9月1日から施行する。</p>

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）	改正前																						
<p><u>することができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、前項の申請があった場合には、令和7年4月1日</u> <u>前においても、世田谷区立区民斎場条例第6条第1項の規定により、</u> <u>その承認をすることができる。</u></p>																							
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 438 1070 574"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立みどり会館</td> <td>東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 438 2069 574"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立みどり会館</td> <td>東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号														
名称	位置																						
世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号																						
名称	位置																						
世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号																						
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 630 1070 766"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立みどり会館</td> <td>式場 洋室 仮安置室 ホール 控室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	世田谷区立みどり会館	式場 洋室 仮安置室 ホール 控室	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 630 2069 766"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立みどり会館</td> <td>式場 洋室 仮安置室 ホール 控室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	世田谷区立みどり会館	式場 洋室 仮安置室 ホール 控室														
名称	施設名																						
世田谷区立みどり会館	式場 洋室 仮安置室 ホール 控室																						
名称	施設名																						
世田谷区立みどり会館	式場 洋室 仮安置室 ホール 控室																						
<p>別表第3（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 821 1070 1037"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>式場 洋室 ホール 控室</td> <td>午後4時30分から翌日の午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>仮安置室</td> <td>7日の範囲内で規則で定める期間</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用期間	式場 洋室 ホール 控室	午後4時30分から翌日の午後4時まで	仮安置室	7日の範囲内で規則で定める期間	<p>別表第3（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 821 2069 1037"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>式場 洋室 ホール 控室</td> <td>午後4時30分から翌日の午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>仮安置室</td> <td>7日の範囲内で規則で定める期間</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用期間	式場 洋室 ホール 控室	午後4時30分から翌日の午後4時まで	仮安置室	7日の範囲内で規則で定める期間										
施設名	使用期間																						
式場 洋室 ホール 控室	午後4時30分から翌日の午後4時まで																						
仮安置室	7日の範囲内で規則で定める期間																						
施設名	使用期間																						
式場 洋室 ホール 控室	午後4時30分から翌日の午後4時まで																						
仮安置室	7日の範囲内で規則で定める期間																						
<p>別表第4（第17条関係）</p> <p><u>1 葬儀での使用の場合</u></p> <p><u>(1) 式場及び洋室</u></p> <p><u>ア 一式利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="174 1220 1070 1268"> <tr> <td>式場及び洋室</td> <td>84,000円</td> </tr> </table> <p><u>イ 区分利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="174 1316 1070 1444"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>終夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30</td> <td>午後<u>0</u>時30</td> <td>午後4時30</td> <td>午後10時30</td> </tr> </tbody> </table>	式場及び洋室	84,000円	使用区分	午前	午後	夜間	終夜	午前8時30	午後 <u>0</u> 時30	午後4時30	午後10時30	<p>別表第4（第17条関係）</p> <p><u>1 式場及び洋室</u></p> <p><u>(1) 一式利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1220 2069 1268"> <tr> <td>式場及び洋室</td> <td>84,000円</td> </tr> </table> <p><u>(2) 区分利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1316 2069 1444"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>終夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30</td> <td>午後<u>零</u>時30</td> <td>午後4時30</td> <td>午後10時30</td> </tr> </tbody> </table>	式場及び洋室	84,000円	施設名	午前	午後	夜間	終夜	午前8時30	午後 <u>零</u> 時30	午後4時30	午後10時30
式場及び洋室	84,000円																						
使用区分	午前	午後	夜間	終夜																			
	午前8時30	午後 <u>0</u> 時30	午後4時30	午後10時30																			
式場及び洋室	84,000円																						
施設名	午前	午後	夜間	終夜																			
	午前8時30	午後 <u>零</u> 時30	午後4時30	午後10時30																			

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）					改正前				
施設名	分から正午まで	分から午後4時まで	分から午後10時まで	分から翌日の午前8時まで		分から正午まで	分から午後4時まで	分から午後10時まで	分から翌日の午前8時まで
式場	11,000円	11,000円	16,000円	16,000円	式場	11,000円	11,000円	16,000円	16,000円
洋室	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	洋室	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
<u>ウ</u> 時間利用料金					<u>(3)</u> 時間利用料金				
式場	3,200円（1時間につき）				式場	3,200円（1時間につき）			
洋室	1,800円（1時間につき）				洋室	1,800円（1時間につき）			
<u>(2)</u> 仮安置室					<u>備考</u>				
仮安置室	1,000円（1日につき）				<u>1 一式利用料金は、式場及び洋室を午後4時30分から翌日の午後4時まで使用する場合に適用する。</u> <u>2 区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、2以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。</u> <u>3 時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、1時間に満たない端数は、これを1時間とする。</u>				
<u>2 葬儀以外での使用の場合</u>					<u>2 仮安置室</u>				
<u>式場及び洋室の区分利用料金</u>					仮安置室 1,000円（1日につき）				
使用区分	午前		午後		<u>備考</u> この表において「1日」とは、暦日による1日をいい、24時間に満たない端数は、これを1日とする。				
施設名	午前9時から正午まで		午後0時30分から午後2時30分まで						
式場	900円		600円						

第1条による改正後（令和7年4月1日施行）			改正前
<u>洋室</u>	<u>400円</u>	<u>300円</u>	
<u>備考</u>			
<u>1 一式利用料金は、式場及び洋室を午後4時30分から翌日の午後4時まで使用する場合に適用する。</u>			
<u>2 区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、2以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。</u>			
<u>3 時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、1時間に満たない端数は、これを1時間とする。</u>			
<u>4 この表において「1日」とは、暦日による1日をいい、24時間に満たない端数は、これを1日とする。</u>			

## 世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例新旧対照表

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）	第1条による改正後（令和7年4月1日施行）
<p>○世田谷区立区民斎場条例 平成8年3月29日条例第22号</p> <p>世田谷区立区民斎場条例 （目的及び設置）</p> <p>第1条 区民に葬儀（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。以下同じ。）の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 斎場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （施設）</p> <p>第3条 斎場の施設（以下「施設」という。）は、別表第2のとおりとする。 （休館日等）</p> <p>第4条 斎場の休館日及び休館時間は、規則で定める。 （使用することができる者の範囲）</p> <p>第5条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号から第3号まで及び第5号にあっては、法人その他これに類するものを除く。）とする。</p> <p>（1）死亡時に区内に住所を有していた者の葬儀を主宰する者 （2）区内に住所を有する者で、親族（規則で定める範囲の者に限る。）の葬儀を主宰するもの （3）世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第3条第1項に規定する利用者登録を受けた団体のうち、次に掲げる要件を満たすものであって、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）</p>	<p>○世田谷区立区民斎場条例 平成8年3月29日条例第22号</p> <p>世田谷区立区民斎場条例 （目的及び設置）</p> <p>第1条 区民に葬儀（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。以下同じ。）の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 斎場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （施設）</p> <p>第3条 斎場の施設（以下「施設」という。）は、別表第2のとおりとする。 （休館日等）</p> <p>第4条 斎場の休館日及び休館時間は、規則で定める。 （使用することができる者の範囲）</p> <p>第5条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号から第3号まで及び第5号にあっては、法人その他これに類するものを除く。）とする。</p> <p>（1）死亡時に区内に住所を有していた者の葬儀を主宰する者 （2）区内に住所を有する者で、親族（規則で定める範囲の者に限る。）の葬儀を主宰するもの （3）世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第3条第1項に規定する利用者登録を受けた団体のうち、次に掲げる要件を満たすものであって、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）</p>

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）	第1条による改正後（令和7年4月1日施行）
<p>が区長の承認を得て定める葬儀に支障がない範囲で活動を行うもの</p> <p>ア 構成員の2分の1以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。</p> <p>イ 構成員の総数が5人以上であること。</p> <p>(4) 前号に規定する葬儀に支障がない範囲で、区長の承認を得て事業を主催する場合の指定管理者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要であると認める者</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第6条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 葬儀以外の目的に使用するとき。ただし、前条第3号から第5号までに掲げるものが使用する場合を除く。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当であると認めるとき。</p> <p>(使用の条件)</p> <p>第7条 指定管理者は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用期間等)</p> <p>第8条 施設を使用することができる期間は、別表第3に定める使用期間（以下「使用期間」という。）の範囲内で、連続した期間とする。ただし、指定管理者は、管理上支障がないと認めるときは、使用期間を超えて使用の承認をすることができる。</p>	<p>が区長の承認を得て定める葬儀に支障がない範囲で活動を行うもの</p> <p>ア 構成員の2分の1以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。</p> <p>イ 構成員の総数が5人以上であること。</p> <p>(4) 前号に規定する葬儀に支障がない範囲で、区長の承認を得て事業を主催する場合の指定管理者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要であると認める者</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第6条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 葬儀以外の目的に使用するとき。ただし、前条第3号から第5号までに掲げるものが使用する場合を除く。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当であると認めるとき。</p> <p>(使用の条件)</p> <p>第7条 指定管理者は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用期間等)</p> <p>第8条 施設を使用することができる期間は、別表第3に定める使用期間（以下「使用期間」という。）の範囲内で、連続した期間とする。ただし、指定管理者は、管理上支障がないと認めるときは、使用期間を超えて使用の承認をすることができる。</p>

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）	第1条による改正後（令和7年4月1日施行）
<p>2 式場及び洋室（以下「式場等」という。）以外の施設は、式場等を使用する者に限り使用することができる。</p>	<p>2 式場及び洋室（以下「式場等」という。）以外の施設は、式場等を使用する者に限り使用することができる。</p>
<p>（承認の取消し等）</p>	<p>（承認の取消し等）</p>
<p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p>	<p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p>
<p>（1） 使用の目的又は条件に違反したとき。</p>	<p>（1） 使用の目的又は条件に違反したとき。</p>
<p>（2） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>	<p>（2） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>
<p>（3） 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。</p>	<p>（3） 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。</p>
<p>（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。</p>	<p>（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。</p>
<p>（特別の設備等）</p>	<p>（特別の設備等）</p>
<p>第10条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>第10条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>（使用権の譲渡等の禁止）</p>	<p>（使用権の譲渡等の禁止）</p>
<p>第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>
<p>（原状回復の義務）</p>	<p>（原状回復の義務）</p>
<p>第12条 使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに施設及びその附帯設備を原状に回復しなければならない。第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。</p>	<p>第12条 使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに施設及びその附帯設備を原状に回復しなければならない。第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。</p>
<p>（損害賠償）</p>	<p>（損害賠償）</p>
<p>第13条 斎場の建物又は設備をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>第13条 斎場の建物又は設備をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。</p>

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）	第1条による改正後（令和7年4月1日施行）
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に斎場の管理を行わせるものとする。	第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に斎場の管理を行わせるものとする。
(指定管理者の指定の手続)	(指定管理者の指定の手続)
第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
<p>(1) 使用者の平等使用を確保した運営ができること。</p> <p>(2) 施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>(3) 斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。</p> <p>(4) 斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p>	<p>(1) 使用者の平等使用を確保した運営ができること。</p> <p>(2) 施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>(3) 斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。</p> <p>(4) 斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p>
4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
(指定管理者の業務等)	(指定管理者の業務等)
第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 施設の使用の承認等に関する業務	(1) 施設の使用の承認等に関する業務

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）	第1条による改正後（令和7年4月1日施行）
<p>(2) 斎場の建物及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、斎場の適正な管理を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p>	<p>(2) 斎場の建物及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、斎場の適正な管理を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p>
<p>第17条 使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、第5条第4号の規定により指定管理者が施設を使用する場合は、この限りでない。</p>	<p>第17条 使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、第5条第4号の規定により指定管理者が施設を使用する場合は、この限りでない。</p>
<p>2 利用料金の額は、別表第4に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。</p>	<p>2 利用料金の額は、別表第4に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。</p>
<p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p>
<p>第18条 指定管理者は、使用者が生活に困窮する状態にあるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p>	<p>第18条 指定管理者は、使用者が生活に困窮する状態にあるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p>
<p>第19条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>第19条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p>	<p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p>
<p>この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成8年5月規則第48号で、同8年6月3日から施行）</p>	<p>この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成8年5月規則第48号で、同8年6月3日から施行）</p>
<p>附 則（平成17年6月21日条例第26号） (施行期日)</p>	<p>附 則（平成17年6月21日条例第26号） (施行期日)</p>

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）	第1条による改正後（令和7年4月1日施行）
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民斎場条例（以下「新条例」という。）第18条第4項の規定により、区長が斎場に係る指定管理者（新条例第5条第3号に規定する指定管理者をいう。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立区民斎場の施設の利用に係る料金を納付した者とみなす。</p> <p>附 則 この条例は、平成28年9月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和7年3月5日条例第 号) （施行期日）</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日 (2) 第1条の規定 令和7年4月1日 <u>(3) 第2条及び附則第4項の規定 令和7年8月1日</u></p> <p>（準備行為）</p> <p>2 この条例による改正後の第5条第3号に掲げるものは、令和7年4月1日前においても、世田谷区立区民斎場条例第6条第1項の規定により、同条例第3条に規定する施設の使用の承認に係る申請を</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民斎場条例（以下「新条例」という。）第18条第4項の規定により、区長が斎場に係る指定管理者（新条例第5条第3号に規定する指定管理者をいう。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立区民斎場の施設の利用に係る料金を納付した者とみなす。</p> <p>附 則 この条例は、平成28年9月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和7年3月5日条例第 号) （施行期日）</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日 (2) 第1条の規定 令和7年4月1日</p> <p>（準備行為）</p> <p>2 この条例による改正後の第5条第3号に掲げるものは、令和7年4月1日前においても、世田谷区立区民斎場条例第6条第1項の規定により、同条例第3条に規定する施設の使用の承認に係る申請を</p>

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）	第1条による改正後（令和7年4月1日施行）												
<p>することができる。</p> <p>3 指定管理者は、前項の申請があった場合には、令和7年4月1日前においても、世田谷区立区民斎場条例第6条第1項の規定により、その承認をすることができる。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>4 第2条の規定による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>することができる。</p> <p>3 指定管理者は、前項の申請があった場合には、令和7年4月1日前においても、世田谷区立区民斎場条例第6条第1項の規定により、その承認をすることができる。</p>												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 619 1066 756"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立みどり会館</td> <td>東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 619 2067 756"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立みどり会館</td> <td>東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号				
名称	位置												
世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号												
名称	位置												
世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目1番5号												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 804 1066 941"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立みどり会館</td> <td>式場 洋室 仮安置室 ホール 控室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	世田谷区立みどり会館	式場 洋室 仮安置室 ホール 控室	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 804 2067 941"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立みどり会館</td> <td>式場 洋室 仮安置室 ホール 控室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	世田谷区立みどり会館	式場 洋室 仮安置室 ホール 控室				
名称	施設名												
世田谷区立みどり会館	式場 洋室 仮安置室 ホール 控室												
名称	施設名												
世田谷区立みどり会館	式場 洋室 仮安置室 ホール 控室												
<p>別表第3（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 991 1066 1217"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>式場 洋室 ホール 控室</td> <td>午後4時30分から翌日の午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>仮安置室</td> <td>7日の範囲内で規則で定める期間</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用期間	式場 洋室 ホール 控室	午後4時30分から翌日の午後4時まで	仮安置室	7日の範囲内で規則で定める期間	<p>別表第3（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 991 2067 1217"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>式場 洋室 ホール 控室</td> <td>午後4時30分から翌日の午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>仮安置室</td> <td>7日の範囲内で規則で定める期間</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用期間	式場 洋室 ホール 控室	午後4時30分から翌日の午後4時まで	仮安置室	7日の範囲内で規則で定める期間
施設名	使用期間												
式場 洋室 ホール 控室	午後4時30分から翌日の午後4時まで												
仮安置室	7日の範囲内で規則で定める期間												
施設名	使用期間												
式場 洋室 ホール 控室	午後4時30分から翌日の午後4時まで												
仮安置室	7日の範囲内で規則で定める期間												
<p>別表第4（第17条関係）</p> <p>1 葬儀での使用の場合</p> <p>(1) 式場及び洋室</p> <p>ア 一式利用料金</p>	<p>別表第4（第17条関係）</p> <p>1 葬儀での使用の場合</p> <p>(1) 式場及び洋室</p> <p>ア 一式利用料金</p>												

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）					第1条による改正後（令和7年4月1日施行）				
式場及び洋室					式場及び洋室				
		<u>91,560円</u>					<u>84,000円</u>		
イ 区分利用料金					イ 区分利用料金				
使用区分	午前	午後	夜間	終夜	使用区分	午前	午後	夜間	終夜
施設名	午前8時30分から正午まで	午後0時30分から午後4時まで	午後4時30分から午後10時まで	午後10時30分から翌日の午前8時まで	施設名	午前8時30分から正午まで	午後0時30分から午後4時まで	午後4時30分から午後10時まで	午後10時30分から翌日の午前8時まで
式場	<u>11,990円</u>	<u>11,990円</u>	<u>17,440円</u>	<u>17,440円</u>	式場	<u>11,000円</u>	<u>11,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>16,000円</u>
洋室	<u>6,540円</u>	<u>6,540円</u>	<u>9,810円</u>	<u>9,810円</u>	洋室	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>9,000円</u>
ウ 時間利用料金					(3) 時間利用料金				
式場		<u>3,480円</u> （1時間につき）			式場		<u>3,200円</u> （1時間につき）		
洋室		<u>1,960円</u> （1時間につき）			洋室		<u>1,800円</u> （1時間につき）		
(2) 仮安置室					2 仮安置室				
仮安置室		<u>1,090円</u> （1日につき）			仮安置室		<u>1,000円</u> （1日につき）		
2 葬儀以外での使用の場合					2 葬儀以外での使用の場合				
式場及び洋室の区分利用料金					式場及び洋室の区分利用料金				
使用区分	午前	午後			使用区分	午前	午後		
施設名	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで			施設名	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで		
式場	<u>1,100円</u>	<u>800円</u>			式場	<u>900円</u>	<u>600円</u>		
洋室	<u>500円</u>	<u>400円</u>			洋室	<u>400円</u>	<u>300円</u>		
備考					備考				
1 一式利用料金は、式場及び洋室を午後4時30分から翌日の午後4時まで使用する場合に適用する。					1 一式利用料金は、式場及び洋室を午後4時30分から翌日の午後4時まで使用する場合に適用する。				
2 区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、2以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、					2 区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、2以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、				

第2条による改正後（令和7年8月1日施行）	第1条による改正後（令和7年4月1日施行）
<p>当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。</p> <p>3 時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、1時間に満たない端数は、これを1時間とする。</p> <p>4 この表において「1日」とは、暦日による1日をいい、24時間に満たない端数は、これを1日とする。</p>	<p>当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。</p> <p>3 時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、1時間に満たない端数は、これを1時間とする。</p> <p>4 この表において「1日」とは、暦日による1日をいい、24時間に満たない端数は、これを1日とする。</p>